

新料金体制 令和3年4月1日～

利用料金表

居宅介護支援費について

地域加算（1単位、×10.21）

下記の単位又は料金は地域加算（1単位 ×10.21）を含む額となっています。

※原則、自己負担額はありませぬ。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が

当事業所に支払われない場合は、下記の利用料金をお支払いいただき、当社から領収書を発行いたします。この領収書を後日、市町村の窓口に提出しますと全額払戻を受けられます。

1. 居宅介護支援費

〈基本〉

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護1・要介護2	要介護3～要介護5
介護支援専門員1人に当たりの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1098.5単位/月 10,985円/月	居宅介護支援費Ⅰ 1427.3単位/月 14,273円/月
介護支援専門員1人に当たりの利用者の数が40人以上60人未満の場合において、40人以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 550.3単位/月 5,503円/月	居宅介護支援費Ⅱ 712.6単位/月 7,126円/月
介護支援専門員1人に当たりの利用者の数が40人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 329.7単位/月 3,297円/月	居宅介護支援費Ⅲ 426.7単位/月 4,267円/月

※当該事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の70/100又は50/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

※40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又は居宅介護支援費Ⅲを算定します。

〈加算〉

加算	〈初回加算〉 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 過去2か月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合	306.3単位/月 3,063円/月
	〈入院時情報連携加算Ⅰ〉 入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わない）	204.2単位/月 2,042円/月
	〈入院時情報連携加算Ⅱ〉 入院後7日以内に情報提供（提供方法は問わない）	102.1単位/月 1,021円/月

<p>〈退院・退所加算〉</p> <p>医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定できる。</p> <p>ただし、(連携3回)を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での医療上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。</p>														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>カンファレンス参加 無</th> <th>カンファレンス参加 有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携1回</td> <td>459.4単位/月 4594円/月</td> <td>612.6単位/月 6,126円/月</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>510.5単位/月 5,105円/月</td> <td>765.7単位/月 7,657円/月</td> </tr> <tr> <td>連携3回</td> <td>×</td> <td>918.9単位/月 9,189円/月</td> </tr> </tbody> </table>		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有	連携1回	459.4単位/月 4594円/月	612.6単位/月 6,126円/月	連携2回	510.5単位/月 5,105円/月	765.7単位/月 7,657円/月	連携3回	×	918.9単位/月 9,189円/月
		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有											
	連携1回	459.4単位/月 4594円/月	612.6単位/月 6,126円/月											
連携2回	510.5単位/月 5,105円/月	765.7単位/月 7,657円/月												
連携3回	×	918.9単位/月 9,189円/月												
<p>〈通院時情報連携加算〉</p> <p>医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。</p>		<p>51単位/月</p> <p>510円/月</p>												
<p>〈小規模多機能型居宅介護事業所連携加算〉</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合</p>		<p>306.3単位/月</p> <p>3,063円/月</p>												
<p>〈複合型サービス事業所連携加算〉</p> <p>複合型サービス利用開始時にサービス計画書を作成した場合</p>		<p>306.3単位/月</p> <p>3,063円/回</p>												
<p>〈緊急時等居宅カンファレンス加算〉</p> <p>病院等の求めにより医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合</p>		<p>204.2単位/月</p> <p>2,042円/月</p> <p>(月に2回まで)</p>												
<p>〈ターミナルケアマネジメント加算〉</p> <p>24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。</p> <p>末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得たうえで、死亡日時及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状況やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。</p> <p>訪問により把握して利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。</p>		<p>408.4単位/月</p> <p>4,084円/月</p>												
<p>〈通常の事業地域を越えて行うサービス〉</p>		<p>40円/km</p>												